

# 組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

## 第4章

CHAPTER 4



# 第1節

## 暴力団対策

暴力団は、繁華街や住宅街における拳銃を使用した凶悪な犯罪や、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したり、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられ、依然として社会にとって大きな脅威となっている。

また、暴力団は覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等<sup>(注1)</sup>(以下「伝統的資金獲得犯罪」という。)に加え、近年では、詐欺を多数敢行するなど、多種多様な資金獲得活動を行っている。

警察では、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締り、暴力団対策法<sup>(注2)</sup>の効果的な運用及び暴力団排除活動を推進している。

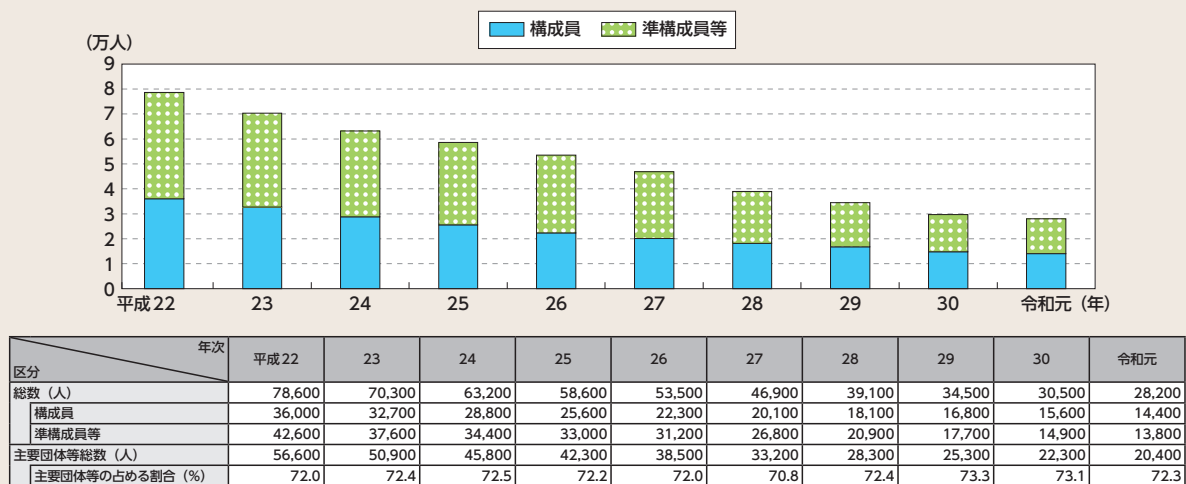
### 1 暴力団情勢

#### (1) 暴力団構成員及び準構成員等<sup>(注3)</sup>の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は平成17年(2005年)以降一貫して減少し、令和元年(2019年)末には初めて3万人を下回り、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

また、平成26年末の時点では、六代目山口組の暴力団構成員及び準構成員等の数は総数の半数弱を占める一極集中の状態にあったが、平成27年8月の分裂以降その割合は約3割に低下した。他方、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等<sup>(注4)</sup>の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和元年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移(平成22~令和元年)



注1: 数値は、各年末現在

注2: 総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

注1: 公営競技をめぐる施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

注2: 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

注3: 暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

注4: 平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、絆會(任侠山口組から改称)を含む5団体を「主要団体等」という。

## (2) 暴力団の解散・壊滅

令和元年中に解散・壊滅した暴力団の数は101組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は361人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は73組織（72.3%）であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は270人（74.8%）である。

## (3) 暴力団の指定

令和2年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。令和元年中は、13団体<sup>(注)</sup>が10回目の指定を受けたほか、神戸山口組が2回目の指定を受けた。また、令和2年2月には浪川会が5回目の指定を受けたほか、同年3月には三代目狭道会及び太州会が、同年5月には九代目酒梅組がそれぞれ10回目の指定を受けた。

図表4-2 指定暴力団一覧表（24団体）

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約4,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,100人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,800人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-11-6	野村 悟	3県	約280人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	花城 松一	1県	約300人
6	七代目会津小鉄会 (代表者金元)	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1府	約30人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約130人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約60人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約60人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約450人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約80人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約90人
16	九代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	曹 圭化	1都12県	約450人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約110人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都7県	約390人
20	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約100人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約200人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上 邦雄	1都1道2府28県	約1,500人
23	絆會	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県	約300人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約110人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和元年末現在のものを示している。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示し、絆會の「名称」については、令和2年2月17日現在のものを、五代目工藤會の「主たる事務所の所在地」は令和2年6月3日現在のものを示している。

注2：令和元年末における全暴力団構成員数（約1万4,400人）に占める指定暴力団構成員数（約1万3,800人）の比率は95.8%である。

注：六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會、旭琉會、七代目会津小鉄会（代表者金元）、六代目共政会、七代目合田一家、四代目小桜一家、五代目浅野組、道仁会、二代目親和会及び双愛会



## 2 暴力団犯罪の取締り

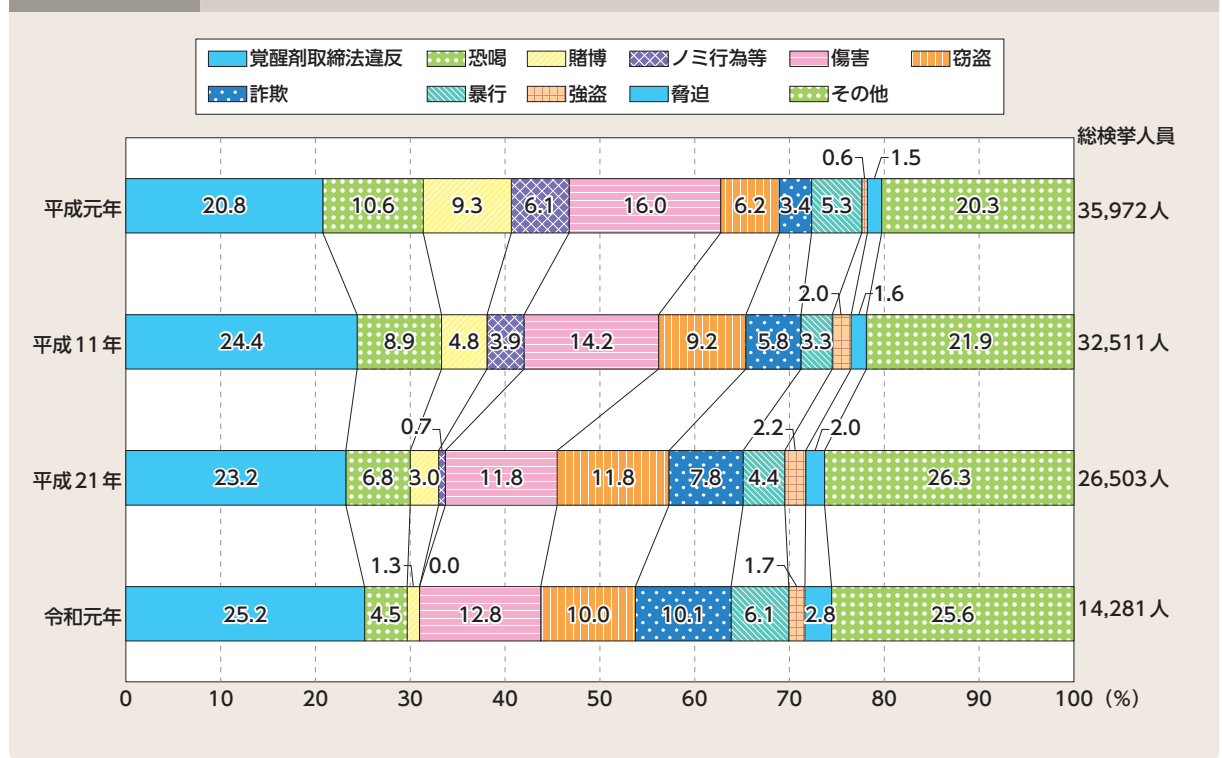
### (1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表4-3のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、伝統的資金獲得犯罪の検挙人員が占める割合は3割程度で推移しており、特に覚醒剤取締法違反の割合が大きく、依然として覚醒剤が暴力団の有力な資金源となっているといえる。他方、平成元年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表4-4のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等の割合が減少しているのに対し、詐欺の検挙人員が占める割合が増加傾向にあるなど、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表4-3 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成21～令和元年）

区分	年次	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員(人)		8,921	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422
	覚醒剤取締法違反	6,153	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593
	恐喝	1,800	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636
	賭博	789	652	405	511	294	366	515	423	289	292	189
	ノミ行為等	179	123	203	79	55	63	27	13	10	8	4
暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の構成比(%)		33.7	34.0	33.0	34.0	32.7	33.2	33.3	31.3	32.7	33.4	31.0

図表4-4 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合（平成元年、11年、21年及び令和元年）



## (2) 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件<sup>(注1)</sup>

近年の暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件、対立抗争事件等の発生状況は、図表4-5のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察においては、重点的な取締りを推進している。

### CASE ▶

工藤會傘下組織の組長の男(57)らは、平成24年8月、暴力団員の立入りを禁止する標章を掲示していた飲食店の従業員を、凶器で襲撃し、傷害を負わせた。令和元年10月、同男ら8人を傷害罪で逮捕した(福岡)。

図表4-5 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件の発生件数等の推移(平成27~令和元年)<sup>(注1)</sup>

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
		発生件数(件)	1	3	2	1
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件	うち銃器使用	1	1	0	0	0
	うち手りゅう弾使用	0	0	0	0	0
	死者数(人)	0	0	0	0	0
	負傷者数(人)	0	0	0	0	2
対立抗争事件 <sup>(注2)</sup>	認定数(件)	0	1	0	0	0
	発生件数(件)	0	42	9	8	14
	うち銃器使用	0	6	1	1	3
	死者数(人)	0	4	1	0	3
	負傷者数(人)	0	15	4	9	7
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 <sup>(注3)</sup>	発砲事件数(件)	8	17	13	4	10
	死者数(人)	1	2	2	0	4
	負傷者数(人)	3	1	4	1	5

注1：数値は、いずれも令和2年5月末現在のもの

2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終了までを「認定数」1件とし、これに起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。

3：銃砲(「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃刀法第2条第1項))を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう(過失及び自殺を除く)。

## (3) 資金獲得犯罪

暴力団は、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要、強盗、窃盗等のほか、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。近年では、金地金の密輸事犯等、新たな資金獲得犯罪が出現しているほか、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収といった伝統的な資金獲得犯罪も、依然として暴力団の有力な資金源となっている。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者<sup>(注2)</sup>と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法<sup>(注3)</sup>違反等の資金獲得犯罪を敢行している。

警察では、巧妙化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

### CASE ▶

六代目山口組傘下組織の幹部の男(43)らは、平成29年3月、孫を装って高齢者に電話をかけ、「至急現金を必要としている。代わりに行く者に現金を渡してもらいたい」などと虚偽の事実を告げるなどして、現金100万円をだまし取った。令和元年8月、同男ら2人を詐欺罪で逮捕した(警視庁)。

注1：暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業(株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。)その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの

1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行

2 上記1に該当しない次の事件

(1) 銃器の使用 (2) 実包(薬きょうを含む。)の送付 (3) 爆発物の使用(未遂を含む。)

(4) 放火(未遂を含む。)(5) 火炎瓶の使用(未遂を含む。)

(6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

2：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

3：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

### 3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為<sup>(注)</sup>を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。

また、対立する指定暴力団等の間に凶器を使用した一連の暴力行為（対立抗争）が発生した場合、都道府県公安委員会は、同法に基づき、事務所使用制限命令を発出することができるほか、対立抗争に係る暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、更に同様の暴力行為が行われるおそれがある場合には、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとしている。

中止命令等の発出件数の推移は、図表4-6のとおりである。

#### CASE

神戸山口組傘下組織の構成員が、みかじめ料名目の金銭の支払を拒絶した飲食店経営者に暴行を加え負傷させた強盗致傷事件について、被害を受けた飲食店経営者が神戸山口組組長（71）らに対し提訴した損害賠償請求訴訟に関し、令和元年11月、兵庫県公安委員会等は、同組長らに対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害することなどをしてはならない旨を命じた（福井、兵庫）。

図表4-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（平成27～令和元年）

区分	年次	平成27		28		29		30		令和元		
		中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	中止命令	その他の命令	
合計(件)		1,368	54	1,337	41	1,369	48	1,267	67	1,112	61	
別 態 形	9条 (暴力的要求行為)	2号 不当贈与要求行為	478	8	451	6	464	9	436	11	340	2
		3号 不当下請等要求行為	0	0	3	0	4	0	2	0	2	0
		4号 みかじめ料要求行為	180	9	126	7	123	4	93	6	101	3
		5号 用心棒料等要求行為	259	11	277	9	233	10	303	13	247	15
		6号 高利債権取立行為	23	1	22	0	26	5	37	4	34	2
		7号 不当債権取立行為	0	0	5	0	1	0	2	0	1	0
		8号 不当債務免除要求行為	47	0	29	0	40	0	30	0	32	0
		9号 不当貸付等要求行為	7	0	11	0	19	0	17	0	8	0
		14号 競売等妨害行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19号 不当示談介介入行為	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		20号 因縁をつけての金品等要求行為	4	0	10	0	8	0	8	2	6	0
	その他	1	0	5	0	9	0	10	0	11	0	
		暴力的要求行為の合計	999	29	939	22	927	28	938	36	783	22
	10条	1項 暴力的要求行為の要求	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
		2項 暴力的要求行為の現場立会援助行為	184	-	234	-	216	-	200	-	171	-
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	0	-	0	-	0	-	0	-	1
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	0	-	4	-	5	-	2	-	1
	12条の5	準暴力的要求行為	6	1	10	1	75	1	8	0	20	3
	15条	暴力団事務所の使用制限	-	0	-	0	-	0	-	0	-	19
	16条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	14	0	14	1	12	0	5	1	13	0
		2項 威迫による加入強要・脱退妨害	144	5	120	5	108	0	103	1	107	3
		3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	8	0	13	0	14	0	5	0	10	0
	17条	加入の強要の命令等	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	20条	指詰め強要等	4	1	3	0	2	0	1	0	4	0
	21条	指詰め強要の命令等	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	3	0	1	0	2	0	0	1	2	0
	25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0
	29条	事務所等における禁止行為	4	-	3	-	13	-	5	-	2	-
	30条の2	損害賠償請求等の妨害の禁止	0	2	0	0	0	1	1	0	0	3
	30条の5	暴力行為の賞揚等の規制	-	4	-	6	-	11	-	16	-	3
	30条の6	1項 用心棒の役務提供等	0	8	0	2	0	2	1	7	0	5
		2項 用心棒行為等の要求等	-	0	-	0	-	0	-	1	-	1
	30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30条の11	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	-	4	-	0	-	0	-	2	-	0	

注1：「中止命令」欄の「-」は中止命令の規定がないこと、「その他の命令」欄の「-」は中止命令以外の命令の規定がないことを示す。

注2：「その他の命令」のうち、15条及び30条の11は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6・1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令であり、これら以外は再発防止命令である。

注：指定暴力団の暴力団員が指定暴力団の威力を示して行う不当な金品等の要求行為

memo

## 山口組の分裂と暴力団対策法の効果的な活用

## 1 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱して神戸山口組を結成し、平成28年4月には、兵庫県公安委員会が暴力団対策法に基づき、神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を表明し、平成30年3月、兵庫県公安委員会が同法に基づき、任侠山口組を指定暴力団として新たに指定（令和2年2月、絆會と改称）したことで、3つの指定暴力団が対立することになった。

## 2 対立抗争の激化

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められた。

## CASE ▶

六代目山口組傘下組織の構成員の男（56）らは、神戸市内の路上において、殺意をもって、神戸山口組傘下組織の組長に対して刃物を突き刺すなどし、負傷させた。平成31年4月、同男らを殺人未遂罪で逮捕した（兵庫）。

神戸山口組傘下組織の組長の男（60）は、令和元年8月、神戸市内の路上において、殺意をもって、六代目山口組傘下組織の構成員に対して拳銃を発射し、負傷させた。同年12月、同男を殺人未遂罪等で逮捕した（兵庫）。

六代目山口組傘下組織の構成員の男（68）は、神戸市内の神戸山口組傘下組織事務所付近において、殺意をもって、神戸山口組傘下組織の構成員2人に対して拳銃を発射し、殺害した。令和元年10月、同男を殺人未遂罪で逮捕した（兵庫）。

## 3 事務所使用制限命令の発出

対立抗争の激化を受け、令和元年10月、兵庫県警察、岐阜県警察、愛知県警察及び大阪府警察が、暴力団対策法に基づき、両団体本部事務所等について、当該事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供すること、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用に供することなどの禁止を命じる事務所の使用制限の仮の命令を発出した。これに続いて同年11月、各事務所について本命令に係る意見聴取の手続を経て、これら4府県の公安委員会が、同法に基づき、事務所使用制限命令を発出した。

## 4 特定抗争指定暴力団等の指定

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和元年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、3か月の期間を定め、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市等を特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）として、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発生した。同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の構成員に対するつきまとい、対立組織の構成員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等が禁止されることとなった。

同年4月、特定抗争指定の期限を3か月延長するなど、対立抗争等の情勢に応じた措置を講じている。



警戒区域内の事務所への標章貼付の状況

## CASE ▶

六代目山口組傘下組織の元構成員の男（52）は、令和元年11月、尼崎市の路上において、殺意をもって、神戸山口組幹部に対して自動小銃を発射し、殺害した。同月、同男を殺人罪等で逮捕した（兵庫、京都）。

## 5 今後の取組

対立抗争の激化は、一般市民の安全を脅かすとともに、暴力団が威力を高め、その資金獲得力の強化につながることから、今後も引き続き、必要な警戒、取締りの徹底に加え、暴力団対策法を効果的に活用して、市民生活の安全確保並びにこれらの団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していく。



## 4 暴力団排除活動の推進

### (1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項<sup>(注1)</sup>（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

### (2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

#### ① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

#### ② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」<sup>(注2)</sup>及びワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

### (3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度<sup>(注3)</sup>も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、暴力団対策法における指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定も効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



暴力団追放決起大会の状況

#### CASE ▶

令和元年10月、適格暴追センターの認定を受けた暴力団追放兵庫県民センターが、任侠山口組傘下組織事務所の付近住民等から委託を受け、神戸地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年12月、同命令が決定された（兵庫）。

#### CASE ▶

工藤會幹部らにより危害を加えられ、重症を負ったとして、福岡県警察の元警察官らが工藤會総裁らに対して損害賠償を求めた民事訴訟について、平成31年4月、福岡地方裁判所は、同総裁らに対し、合計約6,400万円の支払を命じた。警察では、同訴訟に関し、福岡県弁護士会と連携し、情報提供等の支援を実施するなどした（福岡）。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

注2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの

注3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度



#### (4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和元年中における実施件数は、事業者が正月用飾り等の購入名目で暴力団員に現金を供与したなどとして勧告又は指導を実施した事例が69件、暴力団員が暴力団排除特別強化地域の飲食店経営者に対し営業を認める対償として金員の供与を要求したなどとして中止命令を発出した事例が15件、暴力団員が立入禁止標章<sup>(注)</sup>の掲示店舗に立ち入ったことにつき中止命令を発出していたが、他の標章掲示店舗に対しても同様の行為を行ったなどとして再発防止命令を発出した事例が3件、暴力団員が暴力団排除特別強化地域において風俗営業を営む者からその営業を認める対償として現金を受け取ったなどとして検挙した事例が14件となっている。

#### CASE ▶

住吉会傘下組織の幹部の男(49)らは、平成30年8月頃から31年1月までの間、栃木県暴力団排除条例に定める暴力団事務所の運営の禁止区域において、暴力団事務所を運営した。同月、同男らを同条例違反(暴力団事務所の運営の禁止)で逮捕した(栃木)。

#### CASE ▶

住吉会傘下組織の幹部の男(50)は、令和元年10月、東京都暴力団排除条例に定める暴力団排除特別強化地域において、風俗営業を営む者から、その営業を認める対償として、現金4万円の供与を受けた。同年11月、同男を同条例違反(暴力団の禁止行為)で逮捕した(警視庁)。

#### (5) 暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、平成29年に閣議決定された「再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

#### CASE ▶

刑務所服役中に警察の支援により指定暴力団を離脱した元構成員から警察に対し、「組織と関わりたくないで、地元以外で就労したい」旨の相談がなされたことから、警察、暴追センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行った結果、令和元年8月、同人はその居住地ではない都道府県で就労するに至った。

注：暴力団員の立入りが禁止された特定の営業所に掲示される標章

## 1 薬物情勢

令和元年（2019年）中の薬物事犯の検挙人員は1万3,364人と、引き続き高い水準にあり、覚醒剤の大量密輸入事犯が相次いで検挙されたほか、大麻事犯の検挙人員が警察庁が保有する昭和33年（1958年）以降の統計で最多となるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

### (1) 各種薬物事犯の状況

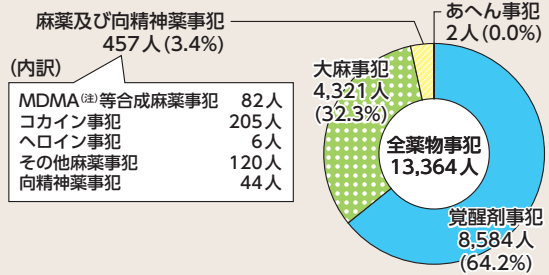
#### ① 覚醒剤事犯

令和元年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の64.2%を占めている。また、押収量は2,293.1キログラムと、前年より1,154.5キログラム増加し、警察庁が保有する昭和31年以降の統計で最多となった。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち約4割を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

#### ② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は6年連続で増加しており、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯である。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

図表4-7 薬物事犯の検挙人員（令和元年）



注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

図表4-8 各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成27年（2015年）～令和元年）

区分		年次	平成27	28	29	30	令和元
覚醒剤事犯	検挙人員 (人)		11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
	粉末押収量 (kg)		429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1
大麻事犯	検挙人員 (人)		2,101	2,536	3,008	3,578	4,321
	押収量	乾燥大麻 (kg)	101.0	133.1	176.3	280.4	350.2
		大麻樹脂 (kg)	3.9	0.9	20.7	2.9	12.8
		大麻草 (本)	3,355	13,660	17,324	4,456	8,074
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員 (人)	45	38	42	50	82
		押収量 (錠)	1,055	5,021	3,181	12,303	73,935
	コカイン	検挙人員 (人)	86	142	177	197	205
		押収量 (kg)	18.5	18.3	9.6	42.0	34.9
	ヘロイン	検挙人員 (人)	3	0	9	10	6
		押収量 (kg)	2.0	0.0	70.3	0.0	0.0
	向精神薬	検挙人員 (人)	26	63	49	34	44
		押収量 (錠)	4,270	2,803	2,581	10,859	55
あへん事犯	検挙人員 (人)	3	6	12	1	2	
	押収量 (kg)	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	

## (2) 薬物密輸入事犯の状況

令和元年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は463件と、前年より139件（42.9%）増加し、検挙人員は498人と、前年より186人（59.6%）増加した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-9のとおりである。令和元年中は、洋上取引による覚醒剤の大量密輸入事犯を検挙したほか、航空機を利用した覚醒剤密輸入事犯も多数検挙した。

これらの背景には、我が国に覚醒剤に対する根強い需要が存在していることのほか、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと考えられる。

図表4-9 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）

区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
	検挙件数（件）		132	185	120	119	150	73	82	126	127
うち航空機利用によるもの		112	151	81	96	121	44	41	84	80	189
構成比（%）		84.8	81.6	67.5	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7	63.0	69.2
検挙人員（人）		158	216	170	160	176	96	97	153	157	333
うち暴力団構成員等		31	39	20	30	25	19	11	14	32	36
うち来日外国人 <sup>注</sup>		90	139	106	113	127	56	65	109	99	239
押収量（kg）		275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5

注：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

### CASE

中国（香港等）人の男（33）らは、令和元年6月、小型船で覚醒剤を密輸入した。同月、同男らを覚醒剤取締法違反（営利目的所持）で逮捕し、覚醒剤約1,018キログラムを押収した（警視庁、静岡、福岡）。



押収された覚醒剤

## (3) 薬物犯罪組織の動向

### ① 薬物事犯への暴力団の関与

令和元年中の暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員は3,738人と、前年より907人（19.5%）減少したものの、覚醒剤事犯の総検挙人員の43.5%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は780人と、総検挙人員の18.1%を占めており、前年より18人（2.4%）増加したこと及び大麻栽培事犯の検挙事犯の検挙人員も42人と前年より17人（68.0%）増加していることなどから、暴力団が大麻事犯への関与を強めていることがうかがわれる。

### ② 来日外国人による薬物事犯

令和元年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は749人と、前年より141人（23.2%）増加した。このうち、覚醒剤の営利目的輸入事犯の検挙人員は223人であり、国籍・地域別で見ると、タイ、マレーシアの比率が高く、合わせて全体の40.4%を占めている。また、令和元年中の来日外国人による覚醒剤の密売関連事犯<sup>注</sup>の検挙人員は33人と、前年より10人（43.5%）増加した。国籍・地域別で見ると、イラン、香港の比率が高く、合わせて全体の48.5%を占めている。

注：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け



## 2 薬物対策

### (1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和2年2月には、警察庁のODA事業として、27の国及び2国際機関の参加を得て、第25回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、業として行う密輸・密売等<sup>(注2)</sup>やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収<sup>(注3)</sup>・追徴<sup>(注4)</sup>等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC）<sup>(注5)</sup>からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

### (2) 需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、社会の安全を脅かす重大な問題である。

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。

### (3) 危険ドラッグ<sup>(注6)</sup>対策

ハーブ、アロマ等と称して販売される危険ドラッグは、平成26年頃には、乱用者本人の健康被害やその影響とみられる事件・事故が相次いで発生するなど深刻な社会問題となっていた。

こうした状況を受け、政府一丸となって徹底的な対策を講じた結果、平成26年3月時点で215店舗存在した危険ドラッグ販売店舗を平成27年7月に全滅させた。また、危険ドラッグ事犯の検挙人員は平成27年にピークを迎えた後、令和元年には182人と、4年連続で減少した。警察では、引き続き医薬品医療機器等法をはじめとする各種法令を駆使して危険ドラッグ事犯の取締りを徹底するとともに、国内外の関係機関との情報共有や乱用防止に向けた広報啓発活動を行っている。

図表4-10 危険ドラッグ事犯の検挙人員の推移  
(平成27～令和元年)

年次	平成27	28	29	30	令和元
検挙人員(人)	1,196	920	651	396	182

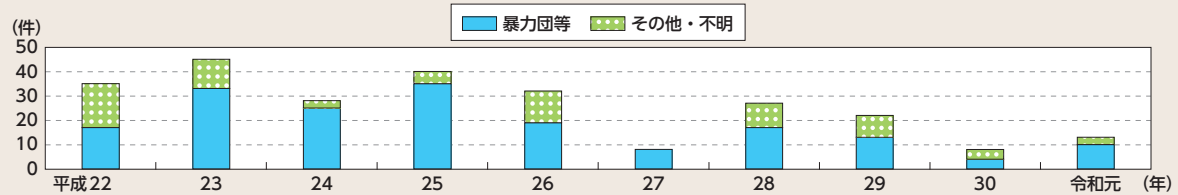
注1：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律  
2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯としてとらえ、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。  
3：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑  
4：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分  
5：111頁参照  
6：規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用いる。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

# 3 銃器情勢とその対策

## (1) 銃器情勢

令和元年中の銃器情勢は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件が繁華街や住宅街において相次いで発生し、銃器使用事件<sup>(注1)</sup>も93件発生するなど、引き続き警戒が必要である。

図表4-11 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成22～令和元年）



区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
総数(件)	総数(件)	35	45	28	40	32	8	27	22	8	13
	暴力団等	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10
	うち対立抗争	0	9	7	20	9	0	6	1	1	3
	その他・不明	18	12	3	5	13	0	10	9	4	3

注1：数値は、いずれも令和2年5月末現在のもの  
 2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。  
 3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。  
 4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-12 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成22～令和元年）

区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
死傷者数(人)	死傷者数(人)	17(11)	18(11)	16(6)	8(5)	10(7)	4(0)	11(8)	8(5)	3(2)	12(3)
	死者数	11(8)	8(6)	4(1)	6(5)	6(6)	1(0)	5(3)	3(2)	2(2)	4(0)
	負傷者数	6(3)	10(5)	12(5)	2(0)	4(1)	3(0)	6(5)	5(3)	1(0)	8(3)

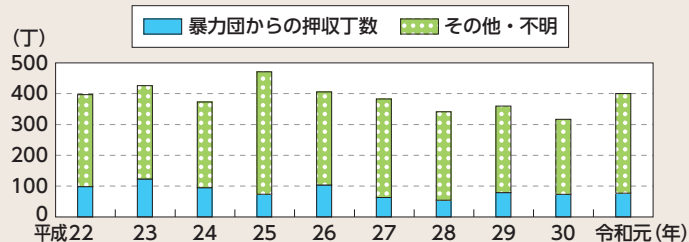
注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

## (2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-13のとおりである。近年、押収丁数全体及び暴力団からの押収丁数<sup>(注2)</sup>は、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移している。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、犯罪組織の武器庫の摘発や拳銃の密輸・密売事件等の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-13 拳銃押収丁数の推移（平成22～令和元年）



区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
押収 <sup>(注1)</sup> 丁数(丁)	押収 <sup>(注1)</sup> 丁数(丁)	397	426	373	471	406	383	341	360	315	401
	暴力団	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77
	その他・不明	299	303	278	397	302	320	287	281	242	324

注：任意提出による押収を含む。

注1：銃砲及び銃砲様の物を使用した事件。「銃砲様の物」とは、銃砲らしい物を突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

2：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

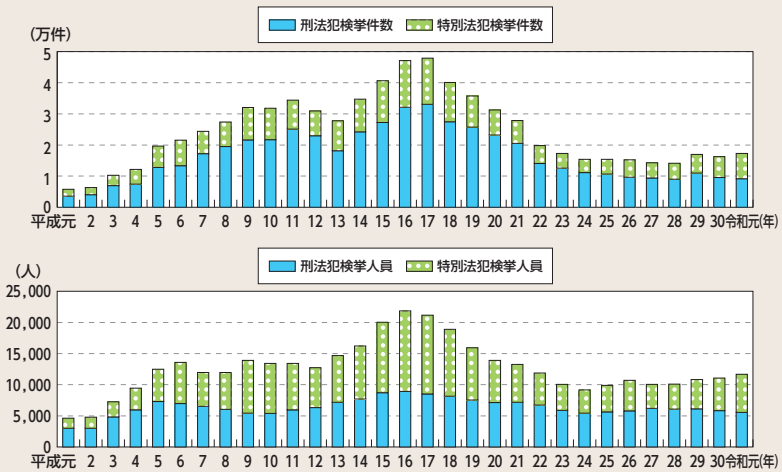
## 1 来日外国人犯罪の情勢

### (1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-14のとおりである。平成の初期から増加傾向にあった来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年（2005年）を、検挙人員については平成16年をピークにそれぞれ減少傾向が続き、近年はほぼ横ばいで推移している。

令和元年（2019年）について、刑法犯の検挙状況をみると、検挙件数・検挙人員ともに前年より減少した。検挙件数が減少した主な要因としては、ブラジル人、韓国人等による窃盗犯が減少したことが挙げられ、検挙人員が減少した主な要因としては、ベトナム人による窃盗犯が減少したことが挙げられる。一方、特別法犯の検挙状況をみると、検挙件数・検挙人員ともに前年より増加し、その主な要因としては、ベトナム人による入管法違反が増加したことが挙げられる。

図表4-14 来日外国人犯罪検挙状況の推移(平成元～令和元年)



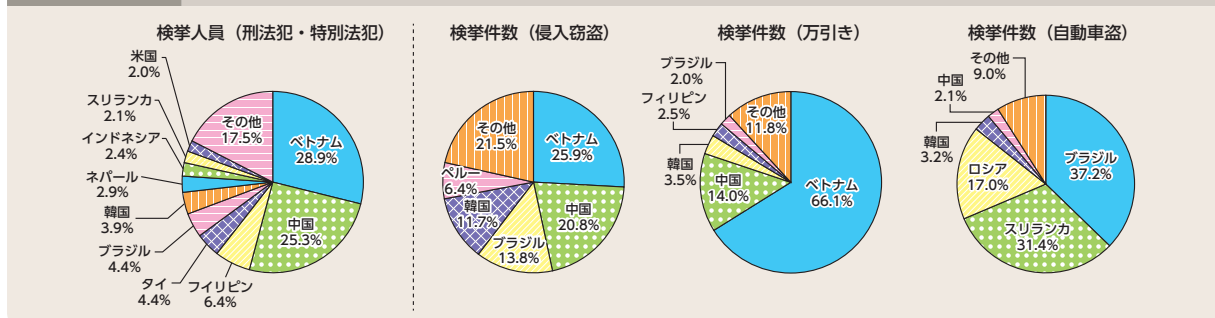
図表4-15 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成22～令和元年）

区分		年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
総検挙	件数(件)		19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235	17,260
	人員(人)		11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655
刑法犯	件数(件)		14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148
	人員(人)		6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563
特別法犯	件数(件)		5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112
	人員(人)		5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092

### (2) 国籍・地域別検挙状況

令和元年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-16のとおりである。検挙人員は、ベトナムが中国を上回り、最も高い割合となっている。また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗及び万引きではベトナムが最も高い割合を占めているほか、自動車盗ではブラジルが最も高い割合を占めている。

図表4-16 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和元年）





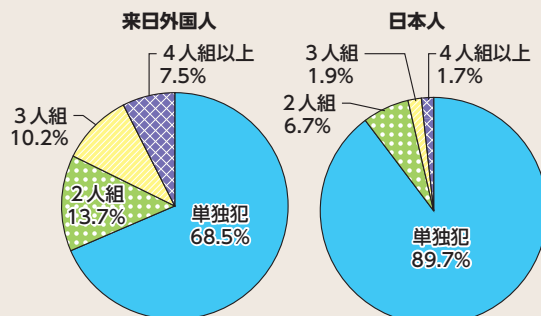
## 2 国際犯罪組織の動向

### (1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和元年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は31.5%と、日本人（10.3%）の約3.1倍に上り<sup>(注1)</sup>、極めて高い割合となっている。罪種別にみると、住宅を対象とした侵入窃盗で78.0%と、日本人（16.4%）の約4.8倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に敢行される傾向がうかがわれる。

図表4-17 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（令和元年）



### (2) 日本で活動する国際犯罪組織の特徴

国際犯罪組織のうち、来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例や、暴力団と連携した例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

さらに、これらの犯罪組織の中には、短期滞在の在留資格により来日し、犯行後は本国に逃げ帰る形態（ヒット・アンド・アウェイ型）の犯罪を敢行するものもある。

### (3) 国際犯罪組織に利用される犯罪インフラ<sup>(注2)</sup>の実態

国際犯罪組織は、犯罪インフラを利用して各種犯罪を効率的に敢行している。国際犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行<sup>(注3)</sup>による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長<sup>(注4)</sup>、旅券・在留カード等偽造<sup>(注5)</sup>等がある。

#### CASE

ベトナム人の男（28）は、平成30年9月、SNS上で知り合った不法残留者に偽造在留カードを販売した。平成31年2月までに、同男を入管法違反（偽造在留カード提供）で、偽造在留カードを購入するなどしていたベトナム人の男（30）ら4人を入管法違反（偽造在留カード所持等）で逮捕した（沖縄）。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるかを分類して計上している。

2：82頁参照

3：地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されており、近年は、送金依頼を受けた資金で日本国内で流通している商品を購入し、正規の貿易を装って輸出して現地で換金するなど手口が巧妙化している。

4：偽装結婚、偽装認知、不法就労助長は、不法滞在者等に在留資格を不正取得させたり、就労の機会を提供することで不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや、暴力団が関与するものがみられる。また近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。

5：偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、違法に資金を得るために国際犯罪組織が偽造に関与し、不法滞在者等に販売されることもある。

## 3 国際組織犯罪に対処するための取組

### (1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）<sup>(注1)</sup>等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなど連携を図っている。また、税関の間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなど連携を図っている。

### (2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

#### ① ICPOを通じた国際協力

ICPOは、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、令和元年末現在、我が国を含む194の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



第88回ICPO総会 (©INTERPOL)

#### CASE

日本人の男（62）は、令和元年5月、現に人が居住する家屋に放火した。同男は日本国外に逃亡していたが、ICPOを通じて国際手配を行ったところ、同年7月、タイ王国警察から、同男を同国国内法に基づき拘束し、退去強制とする旨の情報を得たため、同月、同男を現住建造物等放火罪で逮捕した（秋田）。

#### ② 外国捜査機関との捜査協力

警察庁では、ICPOルートのほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）<sup>(注2)</sup>及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査協力を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：205頁参照

### (3) 国外逃亡被疑者等<sup>(注1)</sup>の追跡

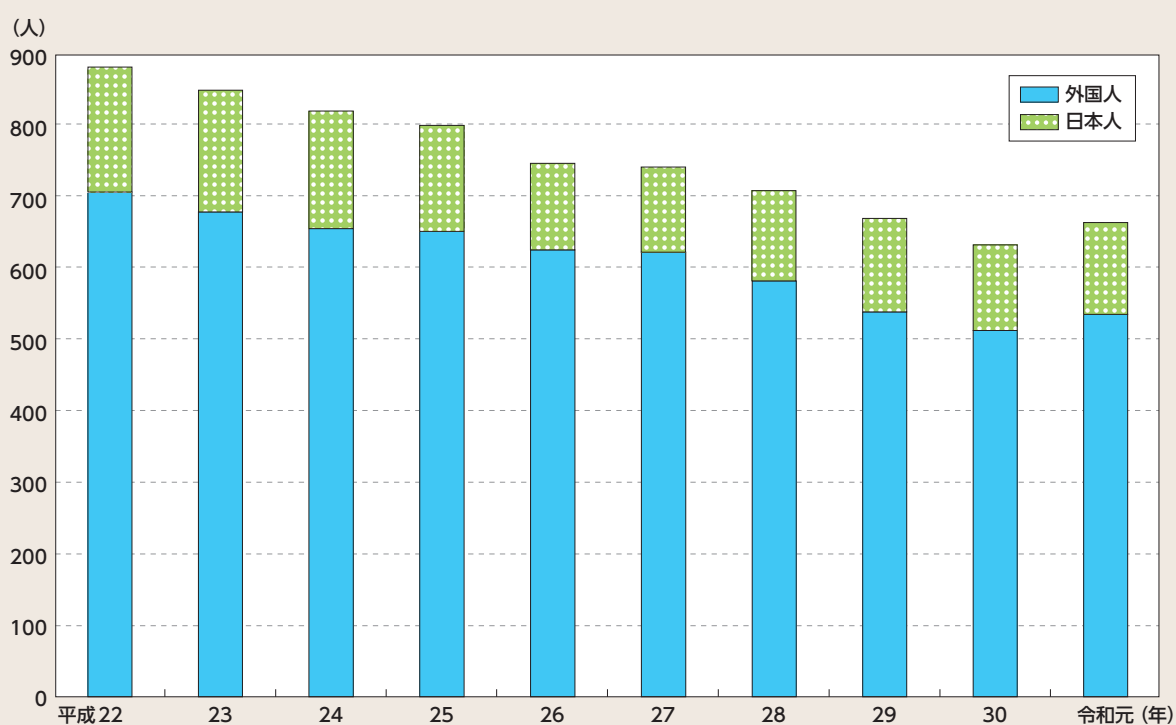
国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-18のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約<sup>(注2)</sup>等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

このような取組の結果、令和元年中は、出国直前の被疑者39人（うち外国人38人）のほか、国外逃亡被疑者84人（うち外国人46人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-18 国外逃亡被疑者等数の推移（平成22～令和元年）



区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
国外逃亡被疑者等数（人）		879	847	818	798	745	740	707	668	631	666
うち外国人		705	677	654	650	624	621	581	538	512	538

注：数値は、各年末現在

注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者

2：205頁参照



## 1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法<sup>(注1)</sup>及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU<sup>(注2)</sup>等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

### (1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づいて、顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者<sup>(注3)</sup>に対する研修会等を実施している。また、特定事業者が同法上の義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

### (2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度<sup>(注4)</sup>により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表4-19のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

図表4-19 疑わしい取引の届出状況の推移(平成27年(2015年)~令和元年(2019年))

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
年間受理件数(件)		399,508	401,091	400,043	417,465	440,492
年間提供件数(件)		435,055	443,705	446,085	460,745	467,762

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。  
注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-20 捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(平成27~令和元年)

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
都道府県警察の捜査において活用された情報数(件)		265,346	284,914	429,200	314,296	307,786
端緒事件の捜査において活用された情報数		6,308	5,961	6,344	6,089	6,370

注：端緒事件とは、疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件をいう。



### 暗号資産に関する犯罪収益移転防止法等の改正

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、令和元年6月、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年5月1日に施行された。この改正により、犯罪収益移転防止法に規定する「仮想通貨交換業者」の用語が「暗号資産交換業者」に変更されるなどしたほか、暗号資産の交換等を伴わず、他人のために暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者等が特定事業者に追加された。

また、FATF<sup>(注5)</sup>の要請を踏まえ、国際的に協調してマネー・ローンダリング対策を行う観点から、同年4月、同法における取引時確認等の対象となる暗号資産の交換等のしきい値を現行の200万円から10万円に引き下げる内容とする資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年5月1日に施行された。

注1：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

注2：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

注3：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注4：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引事業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

注5：Financial Action Task Force(金融活動作業部会)の略

## 2 マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

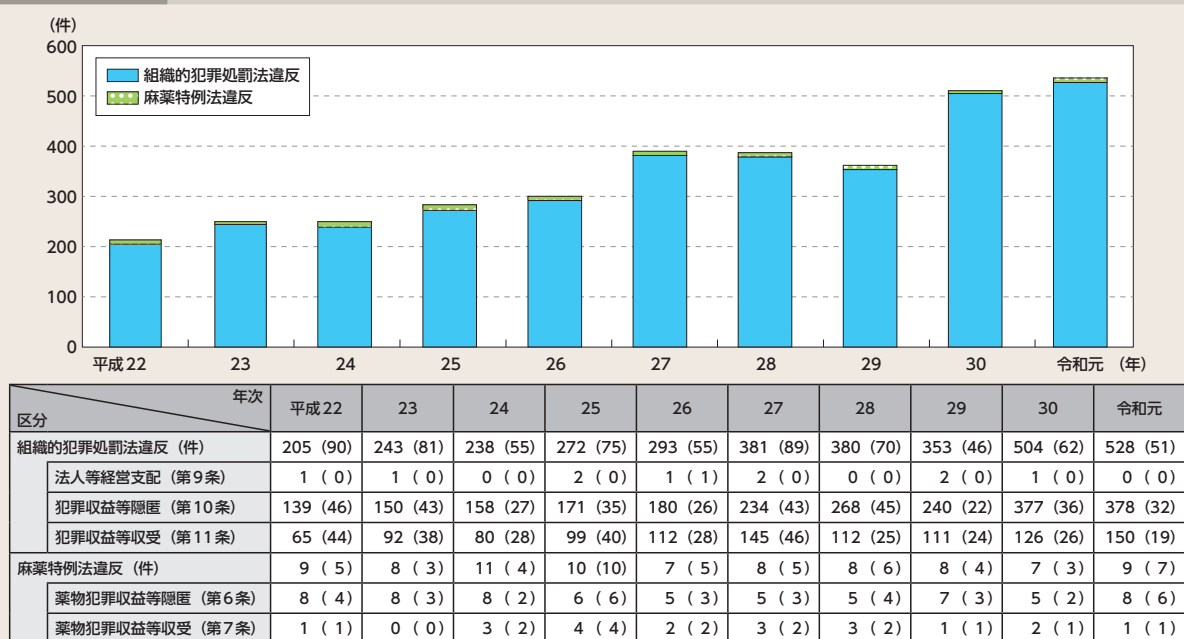
マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-21のとおりであり、令和元年中は528件（前年比24件（4.8%）増加）であった。前提犯罪<sup>(注)</sup>別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが206件、詐欺に係るものが167件、電子計算機使用詐欺に係るものが30件、ヤミ金融事犯に係るものが28件となっている。

令和元年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは51件で、全体の9.7%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが16件、ヤミ金融事犯に係るものが10件、賭博事犯に係るものが7件、窃盗及び恐喝に係るものがそれぞれ6件あり、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を敢行している実態がうかがわれる。

また、令和元年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は71件で、全体の13.4%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが28件、窃盗に係るものが14件、入管法違反に係るものが13件、電子計算機使用詐欺に係るものが11件あり、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、偽名で盗品等を売却するなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表4-21 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成22～令和元年）



注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

### CASE

自称グラフィックデザイナーの女（41）は、平成29年12月、同女らが同年10月から同年11月にかけて、複数回にわたり、他人からだまし取るなどしたキャッシュカードを使用して現金自動預払機から引き出した窃取金等の現金約3,700万円を、運搬役を利用して日本国内の空港からタイ王国に向かう航空機に荷物として積み込み、国外に持ち出そうとした。平成31年2月、同女を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿未遂罪）で検挙した。また、持ち出そうとした現金に対して、同法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（山形）。

### 3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

#### (1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-22のとおりである。

図表4-22 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成26～30年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)
組織的犯罪処罰法	平成26	72	117,462	62	408,319	134	525,782
	27	86	1,581,286	76	2,542,167	162	4,123,454
	28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
	29	99	360,734	73	2,463,508	172	2,824,242
	30	65	184,210	36	545,123	101	729,333
麻薬特例法	平成26	52	9,266	231	325,307	283	334,574
	27	56	11,025	199	194,243	255	205,269
	28	38	14,891	201	289,761	239	304,652
	29	36	39,291	192	317,231	228	356,522
	30	36	5,138	203	269,808	239	274,947

- 注1：法務省資料による。  
 2：金額は、千円未満切捨てである。  
 3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。  
 4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

#### (2) 起訴前の没収保全

令和元年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博事犯、窃盗、風営適正化法違反、入管法違反、詐欺、売春防止法違反等に関して169件（前年比37件（18.0%）減少）発出され、麻薬特例法で8件（前年比9件（53.0%）減少）発出されている。

図表4-23 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成27～令和元年）

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元
組織的犯罪処罰法 (件)		220 (46)	183 (34)	188 (27)	206 (27)	169 (14)
麻薬特例法 (件)		14 (10)	16 (12)	11 (0)	17 (5)	8 (1)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

#### CASE

賭博店経営者の男（45）らは、平成30年5月から31年1月にかけて、不特定多数の顧客を相手にルーレット賭博店を営んでいた。同年2月、同男ら10人を常習賭博罪で逮捕するとともに、押収した現金のうち約1,030万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された。また、同年6月、同男らが保有する預貯金債権等約590万円に対して、同法の規定に基づく追徴保全命令が発出された（福岡）。



## 4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF、APG<sup>(注)</sup>、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

### (1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、令和元年末現在、我が国を含む37の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても過去に3回にわたって審査が実施された。4回目の審査については、令和元年10月から同年11月にかけて、審査団による現地調査が行われたところであり、令和2年10月の全体会合において審査結果報告書の討議・採択が実施される予定である。

警察庁では、全体会合等に職員を派遣し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組みづくりに向けた議論に積極的に参画している。

### (2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和元年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合に職員を派遣し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参画している。

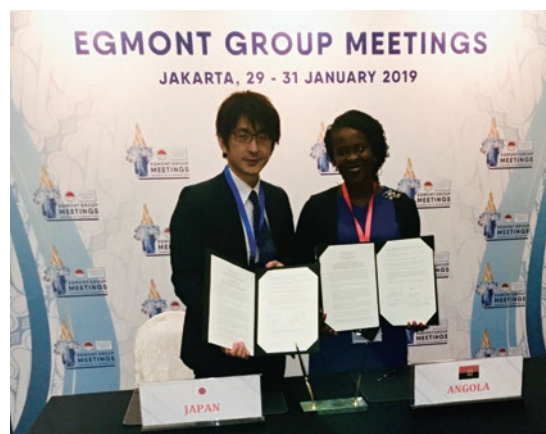
### (3) エグмонт・グループの活動と警察庁の参画状況

エグмонт・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和元年末現在、我が国を含む164の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に参画している。

### (4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会は、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、令和元年末現在、107の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。



アンゴラFIUとの情報交換枠組みの設定

注：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

# 警察活動の最前線



## 銃器事犯の根絶に向けて

香川県警察本部刑事部組織犯罪対策課薬物・銃器犯罪特別捜査係（現 香川県警察本部生活安全部通信指令課通信指令係）  
かまた ひでき  
鎌田 英樹

現在も、分裂した暴力団組織による対立状態が続いており、公共の場所で拳銃等を使った凶悪事件が発生するなど、日常生活の安全が脅かされている現状にあります。

ただ、そうした事件に遭遇するケースは稀であり、銃器を身近に感じる人は少ないのではないかと思います。

私は、銃器と薬物の捜査を担当していました。

以前、とある施設に滞在中であった薬物事件の被疑者の部屋を捜索した時のことです。

令状を示した途端、被疑者が慌てた様子で机の上に置いたバックを抱え込んで抵抗を始めたのです。

なんとかバックを取り上げて、その中身を確認すると、そこには覚醒剤のほか、実弾入りの拳銃1丁が入れられていました。拳銃は、いつでも実弾が発射できる状態でした。

「何を持つとんや！」

危険な場面に遭遇することは常に想定していますが、騒然とする現場で、思わず大きな声が出てしまいました。

その部屋を一步出れば、そこは多くの人が行き来している公共の場所であるのですが、そんな身近な場所でも拳銃を所持した危険な被疑者が潜んでいるのです。

銃器に関する犯罪は減少傾向にありますが、拳銃等の銃器は、毎年のように押収されています。

危険な銃器事犯を徹底的に取り締まり、安全で安心な社会を実現することが私たちの使命です。

今後も地域の方の協力を得ながら、1丁でも多くの銃器を押収して、銃器事犯の根絶に取り組んでいきたいと思えます。



## 「国際犯罪捜査はワンチーム」

山口県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際組織犯罪第三係  
たけしま けいご  
竹島 啓悟

「被疑者が航空券を買った。母国に逃げるぞ」

この班長の言葉に捜査員全員が「絶対に捕まえてやる」と一致団結し、空港に急いだことを昨日のことに思い出します。

これは、私が他都県警察との合同捜査において、ベトナム人犯罪組織による国際的な地下銀行事件の捜査に従事した時のことです。

捜査員が血眼になって捜査しても、全く居所が掴めなかった現金引き出し役のベトナム人被疑者が、母国に逃亡するための航空券を購入したことが判明。出発空港を管轄する県警察や出入国在留管理局等が部門の垣根を越えて連携し、約20人がワンチームとなって、国外逃亡直前の被疑者を正にテレビドラマのように検挙することができ、国際捜査の醍醐味を味わえた事案でした。

私たち国際捜査係の使命は、部門の垣根を越え、他の都道府県警察や関係機関と連携しながら、ワンチームで外国人犯罪者を検挙し続けることだと思います。

そして、私自身も「犯罪は絶対に許さない」、「逃げ得はさせない」という強い気持ちを持ち続けながら、外国人犯罪から県民を守るため、これからも国際捜査に全力で取り組んでいきます。

